

株式会社いでした

いでした

本日のテーマ

「2016年未来へ向けた新事業、
疾患別機能訓練型デイサービス」

成長市場で成功する新モデル紹介！



会社概要

株式会社いでした・株式会社いでしたケアサービスとは

現在、株式会社いでした／株式会社いでしたケアサービスでは、下記の事業を行っております。

「株式会社いでしたケアサービス」:通所介護事業、居宅介護支援事業、シニアフィットネス事業、自立型高齢者シェアハウス事業を展開。

「株式会社いでした」:通所介護のフランチャイズ事業を展開。

弊社では、介護サービスを利用されるお客様、介護サービスを行う事業主様、更には高齢者を主としたライフケアのトータルサポートを行っております。



代表取締役 井手下 哲郎

会社名:株式会社いでした

創立:平成22年4月22日

代表者:代表取締役 井手下 哲郎

資本金:10,000,000円

事業内容:介護FC事業、介護請求事務代行

所在地:東京本社 〒190-0023

東京都立川市柴崎町3-10-5FMビル5F

TEL: 042-595-6203 FAX: 042-595-6204



会社名:株式会社いでしたケアサービス

創立:平成20年10月14日

代表者:代表取締役 井手下 哲郎

資本金:3,000,000円

事業内容:通所介護事業、介護予防通所介護事業、居宅介護支援事業、放課後等デイサービス事業
シニアフィットネス事業、自立型高齢者シェアハウス事業

所在地:広島本社〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町1-1-20いよぎん広島ビル503

TEL: 082-545-3590 FAX: 082-545-3591



会社概要

店舗一覧

広島エリア

株式会社いでしたケアサービス
広島本社

介護事業

いでしたリハビリステーション亀山
デイサービス「いでしたの日々」
いでしたリハビリステーション高取
デイサービス「いでしたの光」
デイサービス「いでしたのころ」
いでしたケアプランセンター
いでしたケアプランセンター広島南
デイサービス「いでしたの希望」
直営店: 8店舗

東京エリア

株式会社いでした 東京本社

介護事業

デイサービス「いでしたの虹」
いでしたリハビリステーション上北台
デイサービス「いでしたの木もれ日」
デイサービス「いでしたの翼」
デイサービス「いでしたの未来」
デイサービス「いでしたのやすらぎ」
直営店: 6店舗

介護FC事業

デイサービス 花・花
スマイル倶楽部 多摩
スマイル倶楽部 上溝
FC店: 3店舗

会社概要：株式会社いでしたGrの経営方針

■なぜ、フランチャイズ事業に力を入れるのか？ いでしたのビジョンとは??



弊社は平成20年10月に会社を設立し、広島県安佐北区亀山に一号店をOPENさせ、今現在15期目を迎えております。当時の広島県内では「リハビリ特化型」デイサービスはほぼ皆無であり、順調に広島市内各所に直営店を展開させる中、平成23年4月に東京初出店となる「いでしたの虹-拝島市-」をOPEN。その後、西東京地区を拠点とした店舗展開を行い、わずか5年で広島8店舗、東京5店舗の直営店を運営するに至りました。しかしせつかくのサービスも、直営店を全国展開するには膨大な人員、そして時間がかかることから、現在、次のステップとして、直営店で成功を収めたノウハウを基に「介護らしくない介護」をモットーとした地域に喜ばれる「疾患別機能訓練型+エンタテインメント」のデイサービスフランチャイズを展開中であります。(東京都2店舗・神奈川県1店舗)

代表取締役
井手下の想い……



ご利用者様に喜んで頂ける「いでした」のサービスを
全国に伝えたい

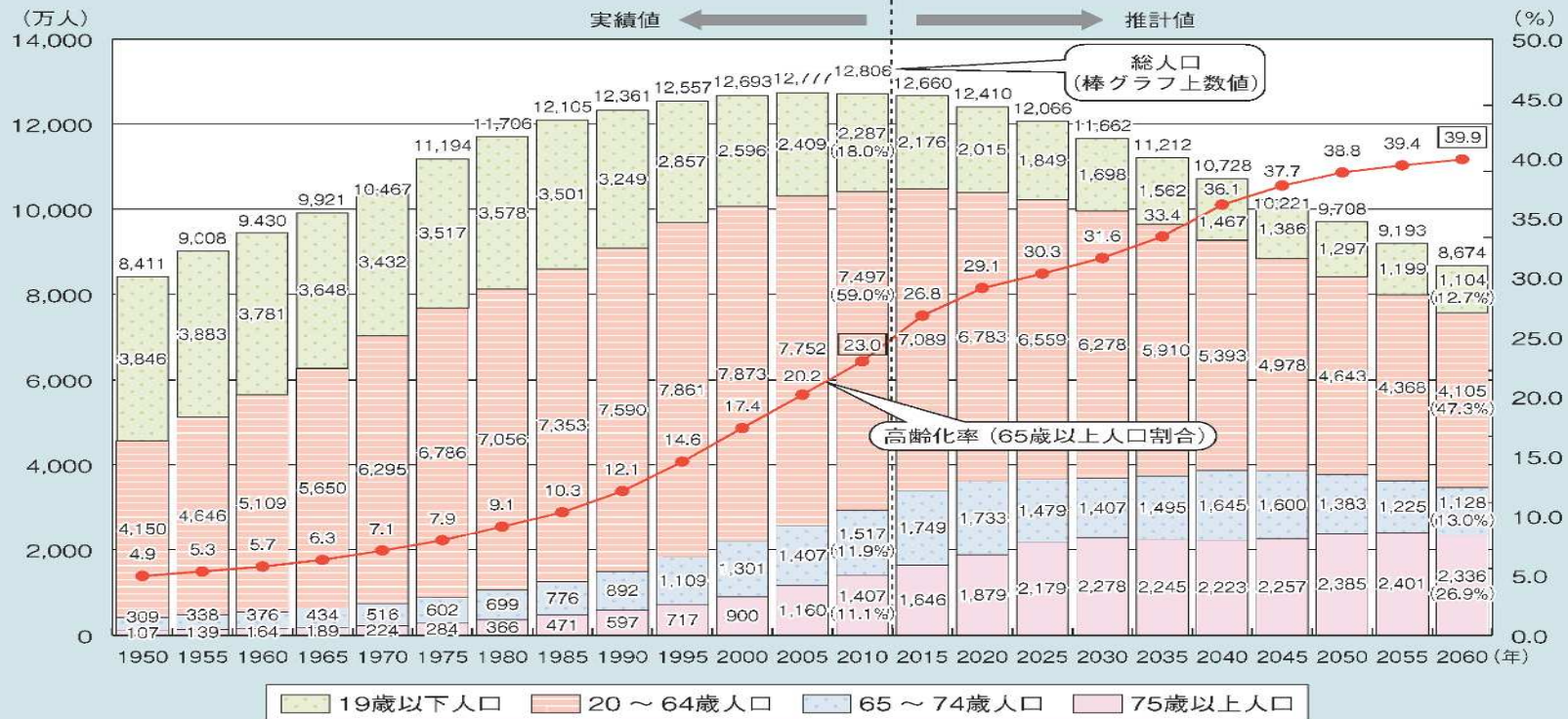
急性期病院での在院日数の短縮問題で出た、介護
保険によるリハビリに対するニーズを、いでしたの疾
患別機能訓練型1日デイサービス事業で答えたい

その地域に縁のあるオーナーが運営する地域に根
付いたデイサービスを目指したい

①介護業界の現状と展望

超高速高齢化の実態！（時代背景）

高齢化の推移と将来推計



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む

●2010年 高齢化率 23% ⇒ 5人に1人が高齢者

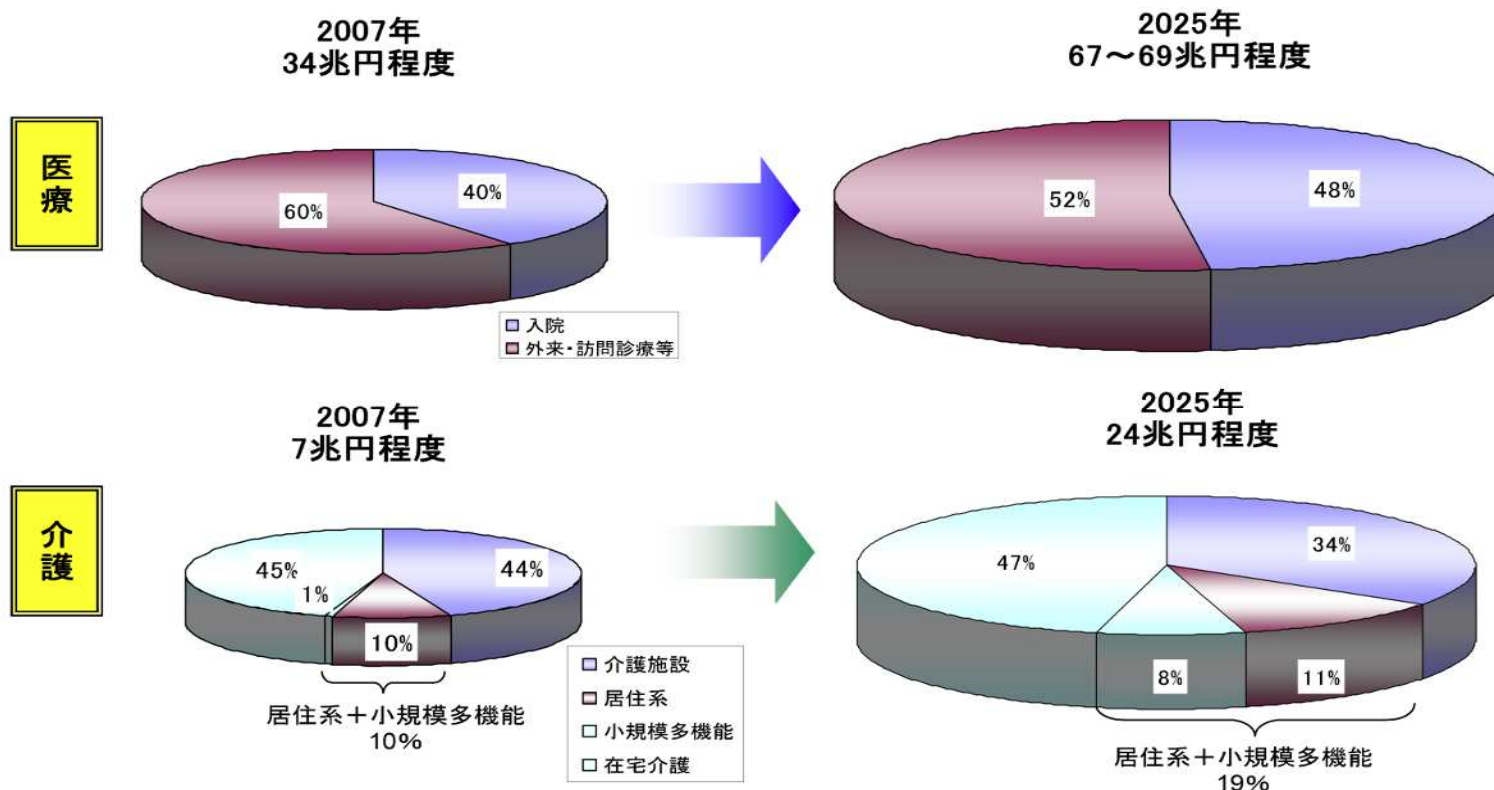
●2015年 団塊の世代 1947～1949年生 が65歳以上となる
 高齢化率 26.8% ⇒ 4人に1人が高齢者

●2035年 高齢化率 33.4% ⇒ 3人に1人が高齢者

超高速高齢化の実態！（時代背景）

介護費用は2007年度の**7兆円**から
2025年度の**24兆円**と…

3倍以上の市場の伸び
が見込まれる！！



②介護保険・デイサービス事業とは？

介護保険制度とは？（介護保険制度の仕組み）

介護保険制度のあらまし

本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増えるとともに、核家族化や介護する人の高齢化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。

介護保険は、こうした介護を社会全体で支えていくために生まれた制度です。



被保険者

広島市内に住所のある**65歳以上の方(第1号被保険者)**または、医療保険に加入し、広島市内に住所のある**40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)**。

外国人の方(日本国籍を有しない方)で、入国当初の在留期間が3か月を超えるか、3か月以下であっても、入国目的や入国後の生活実態から3か月を超えて滞在すると認められる方を含まます。

第1号被保険者となる日

- 広島市内に住所のある方が65歳になられた日(誕生日の前日。被保険者証は65歳に到達する月に郵送されます。)
- 65歳以上の方が広島市へ転入された日

第2号被保険者となる日

- 広島市内に住所があり、医療保険に加入している方が40歳になられた日(誕生日の前日)
- 広島市内に住所のある40歳以上65歳未満の方が、医療保険に加入された日
- 40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入されている方が広島市へ転入された日

介護保険のしくみ

保険者 (例) (広島市)

介護保険事業を運営します。
・介護保険被保険者証を交付します。
・要介護認定を行います。

財源構成

利用者負担を除く

公費 約50%	第1号被保険者の保険料 約21%
国 約25%	第2号被保険者の保険料 29%
広島県 12.5%	
広島市 12.5%	

※施設等給付費に係る公費は、国約20%、広島県17.5%、広島市12.5%です。

被保険者 (介護保険に加入されている方)

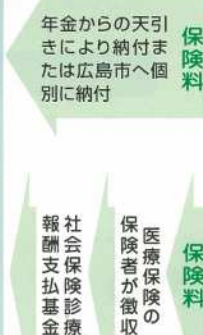
(介護保険に加入されている方)

第1号被保険者 65歳以上の方

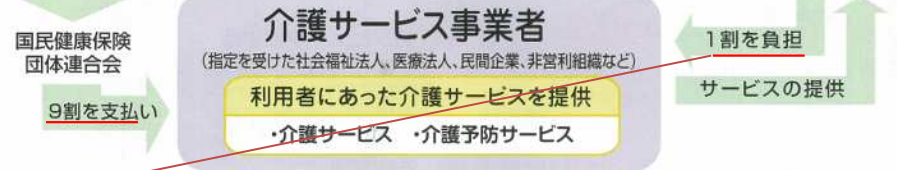
サービスを利用できる方
介護や支援が必要と認定された方(どんな病気やけががもとで介護が必要となったかは問いません)

第2号被保険者 40歳以上65歳未満で 医療保険に加入されている方

サービスを利用できる方
加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要であると認定された方(事故や特定疾病以外の病気などが原因で介護や支援が必要となった場合は、介護保険の対象となりません)



ケアマネによるケアプランに基づいて、指定された事業者により、介護サービスが提供される仕組み



2015年介護保険制度改正で、「単身で280万円以上、夫婦で359万円以上」は被保険者は2割負担となります。

- #### 加齢が原因とされる16種類の病気
- がん【がん末期】
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦帯骨化症
 - 脊髄小脳変性症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 脳血管疾患
 - 骨折を伴う骨粗鬆症
 - 初老期における認知症
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患



介護保険制度とは？（サービス提供までの流れ）

要介護認定申請からサービス利用までの流れ

① 要介護認定の申請

要介護認定申請書に介護保険被保険者証を添えてお住まいの区の健康長寿課介護保険係または出張所に提出します。

家族が申請するか、指定居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を依頼することもできます。



※認定には有効期間があるので、有効期間が満了する前に更新申請をする必要があります。

② 認定調査

申請された方の心身の状況・介護の必要な度合いなどを調べるために、広島市の担当者または市が委託した指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人と家族などから聞き取り調査を行います。

③ 主治医意見書

区健康長寿課介護保険係から主治医意見書関係書類を送付しますので、本人または家族の方はその関係書類を主治医にお渡しください。

④ 要介護認定

認定調査と主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査判定を行い、区健康長寿課介護保険係から要介護認定結果通知を送ります。

- ・要介護認定結果通知と、認定内容を記載した介護保険被保険者証を郵送します。
- ・要介護認定は、申請日にさかのぼってその効力が発生します。

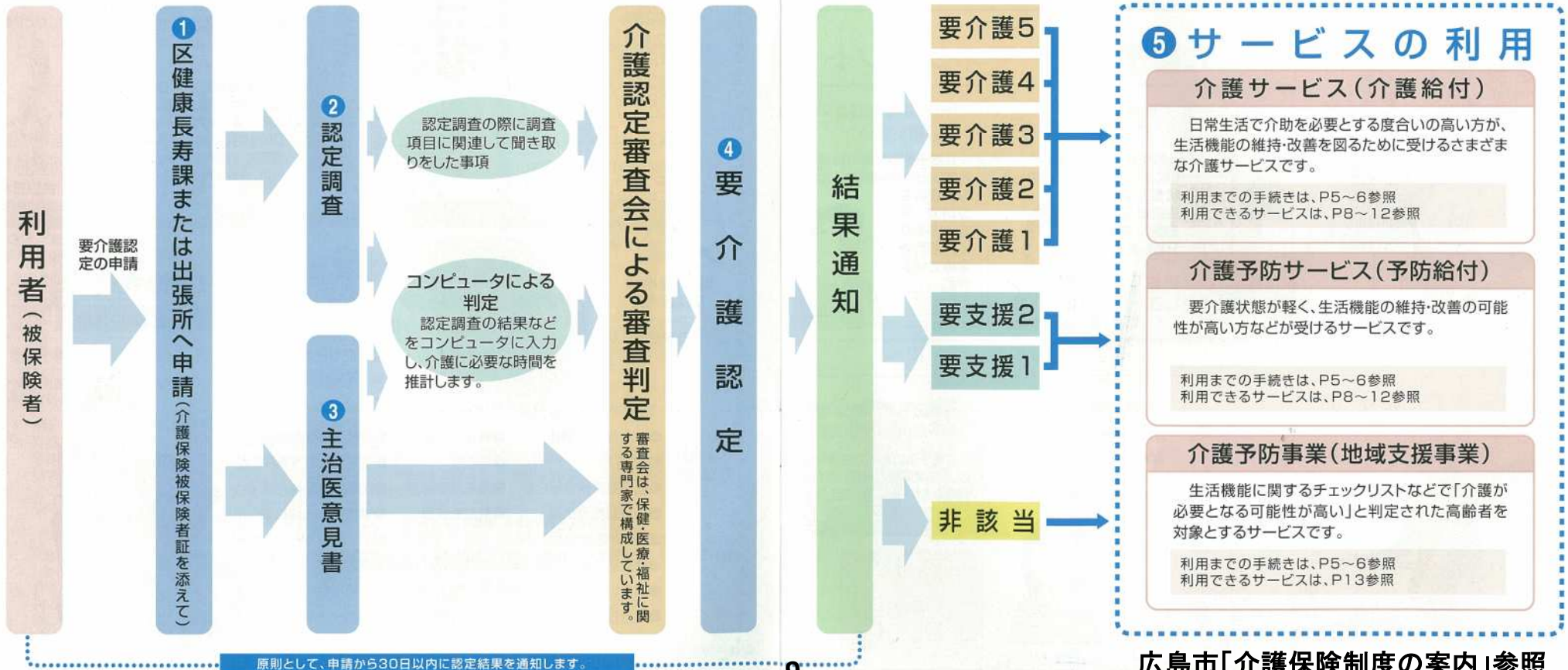
※更新申請の場合は、前回の有効期間満了日の翌日から効力が発生します。

※認定結果に不服がある場合、県の「介護保険審査会」に審査請求できます。

⑤ サービスの利用

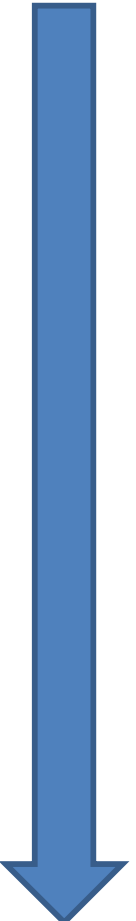
要介護認定の区分に応じてサービスが利用できます。
※要介護認定の申請と同時にサービスの利用は可能ですが、認定されなかった場合は全額自己負担になります。

- 要介護1～5
介護サービス（介護給付）が利用できます。
- 要支援1、2
介護予防サービス（予防給付）が利用できます。
- 非該当
生活機能に関するチェックリストなどで「介護が必要となる可能性が高い」と判定された高齢者は、介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。



要介護度

軽度

- 
- 要支援1 …… 立ち上がり時に手すりが必要
 - 要支援2 …… 常に杖または歩行器が必要
 - 要介護1 …… 比較的軽い認知症を要する
 - 要介護2 …… 車いすによる介助が必要
 - 要介護3 …… 準寝たきり、中程度の認知症
 - 要介護4 …… 寝たきり、重度の認知症
 - 要介護5 …… 常時寝たきり

重度

介護保険制度とは？（サービスの種類その①）

介護保険で利用できるサービス

訪問サービス	
<p>訪問介護※ (ホームヘルプサービス)</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>自宅等で、ホームヘルパーや介護福祉士による入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を受けるサービス</p>
<p>訪問入浴介護※</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>自宅等で、簡易浴槽を使って入浴の介護を受けるサービス</p>
<p>訪問看護※</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>自宅等で、看護師や保健師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービス</p>
<p>訪問リハビリテーション※</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>自宅等で、理学療法士や作業療法士などによる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けるサービス</p>

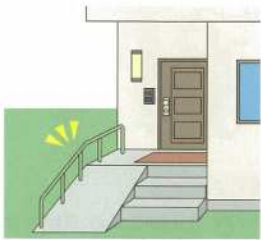
通所サービス	
<p>通所介護※ (デイサービス)</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス 要支援1、2の方は、食事などの基本的サービスのほか、その人の目標に合わせた選択的サービス【運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上】が利用できます。</p>
<p>通所リハビリテーション※ (デイケア)</p> 	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>通所リハビリテーション施設に通って、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けるサービス 要支援1、2の方は、必要なリハビリテーションのほか、その人の目標に合わせた選択的サービス【運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上】が利用できます。</p>
短期間の入所	
<p>短期入所生活介護※ (ショートステイ)</p>	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス</p>
<p>短期入所療養介護※ (ショートステイ)</p>	<p>要介護1～5の方 要支援1、2の方</p> <p>老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けるサービス</p>

※のサービスについては、要支援の方のサービスは、介護予防サービスとなります。

介護保険制度とは？（サービスの種類その②）

その他の居宅サービス

住宅改修費支給



要介護1～5の方

要支援1、2の方

手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修のサービス
 ・手すりの取付け
 ・段差の解消
 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 ・引き戸等への扉の取替え
 ・洋式便器等への便器の取替え
 ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

〔支給限度額:要介護度に関係なく、現在居住している住宅で1人につき20万円【利用者負担額2万円】
 原則、償還払いです。なお、保険給付対象費用の1割負担(利用者負担額の上限は2万円)分を施工業者に支払い、9割は市が直接施工業者に支払う「受領委任払い」の利用ができます。(注:利用できない場合があります。)

*着工前に、区健康長寿課介護保険係への申請が必要です。

地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をつくり支援します。(原則、広島市の被保険者の方のみが利用できます。)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1～5の方

24時間安心して在宅生活がおくれるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、日中・夜間を通じて、訪問介護や訪問看護(*)を受けるサービス

〔*訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「介護・看護一体型」と、療養上の世話・診療の補助は連携先の訪問看護事業所が提供する「介護・看護連携型」があります。〕

要支援1、2の方

利用できません

夜間対応型訪問介護

要介護1～5の方

24時間安心して在宅生活がおくれるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、夜間に訪問介護を受けるサービス

要支援1、2の方

利用できません

認知症対応型※通所介護

要介護1～5の方

要支援1、2の方

認知症の方が通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

小規模多機能型※居宅介護

要介護1～5の方

要支援1、2の方

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時、泊まりや訪問サービスを組み合わせて受けるサービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



要介護1～5の方

要支援2の方

認知症の方が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

*要支援1の方は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護1～5の方

入所定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービス

要支援1、2の方

利用できません

複合型サービス(注)

要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス

要支援1、2の方

利用できません

(注)平成24年4月から新たに設けられたサービスですが、平成25年4月1日現在、サービスを提供する事業所はまだありません。

施設サービス

要介護1～5の方が利用できます。要支援1、2の方は利用できません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護1～5の方

特別養護老人ホームに入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービス

要支援1、2の方

利用できません

介護老人保健施設

要介護1～5の方

介護老人保健施設に入所して、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練等の医療や日常生活上の世話を受けるサービス

要支援1、2の方

利用できません

介護療養型医療施設

要介護1～5の方

介護療養型医療施設に入院して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス

要支援1、2の方

利用できません

デイサービス事業とは？

◆通常のデイサービスの一日の流れ

①送迎



③お食事



②レクリエーション活動



④入浴



そしてご帰宅・・・

◆デイサービスの種類



民家改装型お泊りデイサービス
24時間 365日対応！



午前・午後入替えの
リハビリ系デイサービス



入浴がメインの
スパ系デイサービス



遊戯を楽しむ
カジノ型デイサービス

③ デイサービス事業の メリット・デメリット

◎デイサービス事業の場合

メリット

- ①成長市場
- ②安定した収入
 - ・完全予約制のサービス
 - ・約90%が国からの報酬
- ③客単価が高い

デイサービス事業のメリット（成長市場）

要介護認定者と伸び率

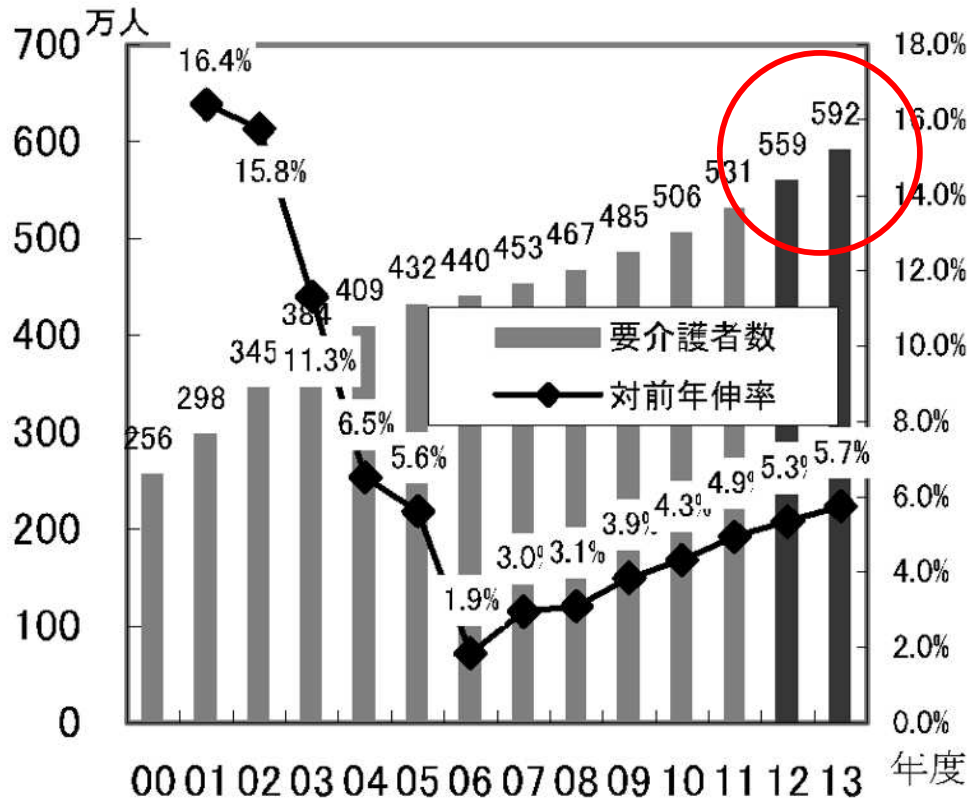


表1●介護保険サービスの実受給者数（主要サービスのみ）（単位：千人）

	2011年度	2012年度	増減率(%)
年間実受給者数	5173.8	5430.6	5.0%
訪問介護	1298.7	1352.0	4.1%
訪問入浴介護	151.9	150.3	-1.1%
訪問看護	434.0	464.5	7.0%
訪問リハビリテーション	107.9	113.8	5.5%
通所介護	1555.0	1646.5	5.9%
通所リハビリテーション	550.7	566.8	2.9%
福祉用具貸与	1681.1	1805.9	7.4%
短期入所生活介護	650.6	671.5	3.2%
短期入所療養介護（老健施設）	140.6	144.8	3.0%
短期入所療養介護（病院など）	10.6	9.3	-12.3%
居宅療養管理指導	546.6	609.1	11.4%
特定施設入居者生活介護	177.8	193.9	9.1%
居宅介護支援	2904.1	3032.7	4.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	2.8	—
夜間対応型訪問介護	11.8	13.3	12.7%
認知症対応型通所介護	88.9	89.3	0.4%
小規模多機能型居宅介護	79.9	93.7	17.3%
認知症対応型共同生活介護	202.6	212.7	5.0%
介護福祉施設サービス	562.1	587.0	4.4%
介護保健施設サービス	499.3	520.6	4.3%
介護療養施設サービス	126.8	119.4	-5.8%

介護保険事業報告書参照

対前年と比較し、要介護認定者は33万人増、通所介護利用者は9万人増。

デイサービス事業のメリット (客単価)

◎主な料金体系 (参考例)

注) 下記利用者負担額は、利用者1割負担計算です。
2015年改正で、「単身で280万円以上、夫婦で359万円以上」は利用者は2割負担となります。

サービスの種類	サービスの内容等	費用額	注)利用者負担額
介護予防通所介護 (デイサービス)	【要支援1の方】	1872単位 (19,730円)	1,973円 1ヶ月あたり
	【要支援2の方】	3602単位 (37,965円)	3,796円 1ヶ月あたり

サービスの種類	サービスの内容等	費用額	注)利用者負担額
通所介護 (デイサービス)	通常規模 7時間以上9時間未満の場合 【要介護3の方】	1000単位 (10,540円)	1,054円 1回あたり

（例）デイサービスとフィットネスクラブのサービス比較

通常規模デイサービス(要介護3)

- ①客単価: 約10,000円/回
利用者負担額(約1,000円/回)
- ②1回の利用時間: 3~7時間
- ③利用できるサービス:
機能訓練、レクリエーション、入浴、昼食等
- ④行き帰り: 自宅とデイサービス間の送迎付き

某フィットネスクラブ

- ①利用料金: 8,000円~10,000円/月
* 利用制限なし
- ②1回の利用時間: 約2時間
- ③利用できるサービス: フィットネスジム、
スタジオレッスン、プール、浴場etc.
→マンツーマンのコースは別途有料
- ④行き帰り: ご利用者自身で



◎デイサービス事業の場合

- ①必要書類の多さ (P21.22参照)
- ②基準の厳正さ
 - 施設基準
 - 運営基準
 - 算定基準
- ③3年に一度の法改正

厚生労働省は、
2013年度に「指定取り消し処分」や「効力停止処分」
となった介護保険施設・事業所は、

216件と発表。（過去最多）

2016.2.27現在

その理由は・・・

- ①「介護給付費の請求に関して不正」
- ②「帳簿書類の提出命令漏れや、虚偽の報告をした」
- ③「人員について、厚労省令で定める基準を満たすことができなくなった」



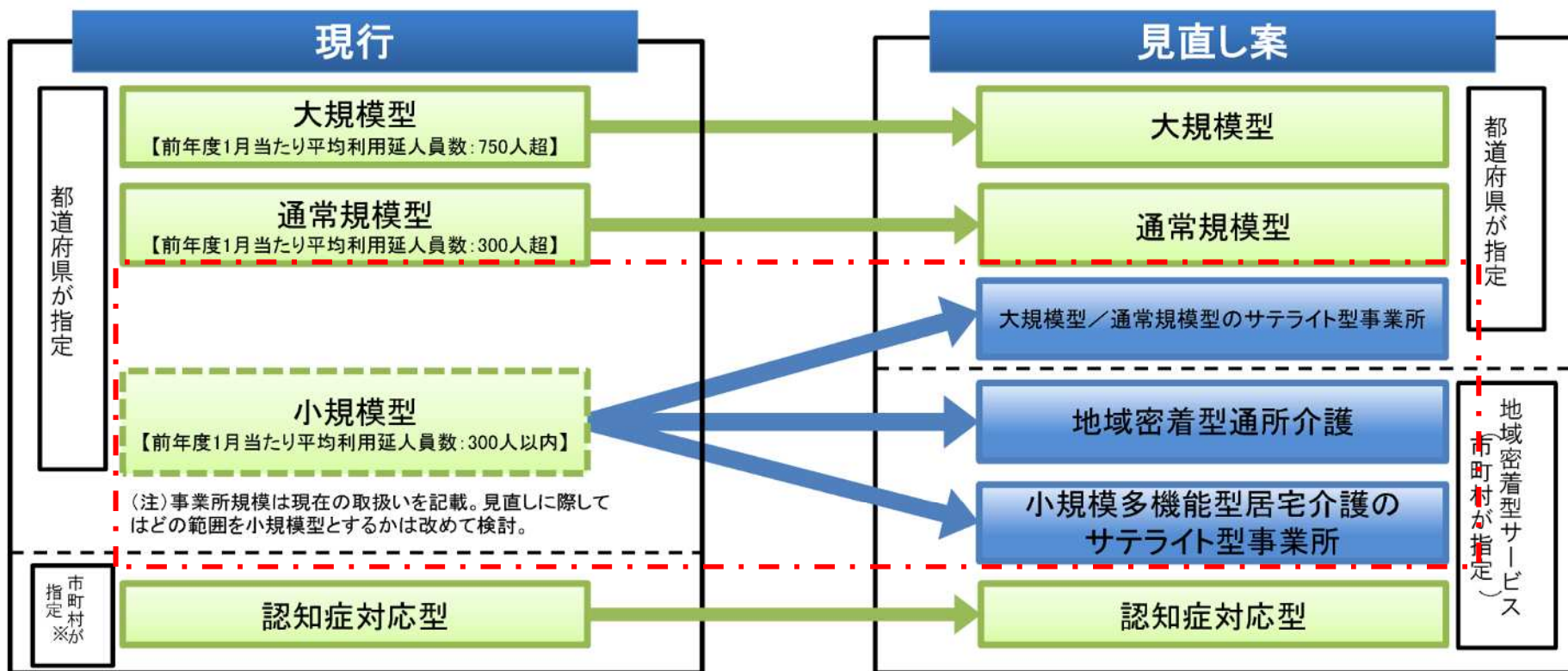
ポイント

- ① 要支援認定者の介護サービス(給付)からの除外、市区町村事業への移行
- ② 利用料の1割負担一部引き上げ
- ③ 小規模型デイサービスの市区町村事業への移行

デイサービス事業（法改正に関して）

2015年4月の介護保険制度改革

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

2015年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

ポイント

- ①賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%である
- ②中重度の要介護者や認知症高齢者への更なる強化
- ③活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

介護報酬改定率は、全体で ▲2.27%
とされています。

しかし現実にはそれ以上の下げ幅・・・。

◆小規模デイサービス◆ 所要時間7時間以上9時間未満の場合

(例) 東京都昭島市

サービスの内容	法改正前		法改正後	
	費用額		費用額	
【要介護1】	8,590円/1回	9.8% Down	7,746円/1回	
【要介護2】	10,097円/1回	9.4% Down	9,148円/1回	
【要介護3】	11,678円/1回	9.2% Down	10,603円/1回	
【要介護4】	13,248円/1回	9.0% Down	12,057円/1回	
【要介護5】	14,808円/1回	8.8% Down	13,501円/1回	

2015年介護保険制度改正の余波・・・

◆通常規模デイサービス◆ 所要時間7時間以上9時間未満の場合

(例) 東京都昭島市

サービスの内容	法改正前		法改正後	
	費用額		費用額	
【要介護1】	7,325円/1回	5.6% Down	6,914円/1回	
【要介護2】	8,611円/1回	5.1% Down	8,168円/1回	
【要介護3】	9,949円/1回	4.8% Down	9,464円/1回	
【要介護4】	11,288円/1回	4.6% Down	10,761円/1回	
【要介護5】	12,616円/1回	4.4% Down	12,057円/1回	

更に・・・

2015年介護保険制度改正の余波・・・

(例) 東京都昭島市

サービスの内容	法改正前	↓ 22.1% Down	法改正後
	費用額		費用額
【要支援1】	22,292円/1ヶ月	↓ 20.2% Down	17,359円/1ヶ月
【要支援2】	44,647円/1ヶ月		35,593円/1ヶ月

比較的軽度な方を対象とした「**介護予防**」サービスでは
ダウン幅が大きく、運営が非常に厳しい！

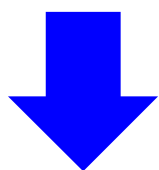
少しでも中重度者を受け入れる設備や、新たに加算の
取れるサービスを提供しなければなりません。

2015年介護保険制度改正の余波・・・

◆シミュレーション◆ * 午前・午後入替えのリハビリ特化型短時間デイサービス
 所要時間3時間以上5時間未満 1日平均利用者25名 介護3:7支援 の場合

	費用額
売上	5,526,000円

平均介護度1.5
 $(431+46) \times 7.5名 \times 2 \times 20日 \times 10円 = 1,431,000円$
 要支援
 $(2115+225) \times 17.5名 \times 2 \times 5日 \times 10円 = 4,095,000円$
 計5,526,000円



▲720,000円の売上ダウン

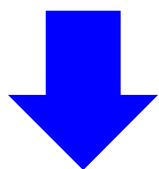
経費に変動はない＝利益が落ちる

4月以降

	月額
売上	4,806,000円

平均介護度1.5
 $(408+46+56) \times 7.5名 \times 2 \times 20日 \times 10円 = 1,530,000円$
 要支援
 $(1647+225) \times 17.5名 \times 2 \times 5日 \times 10円 = 3,276,000円$
 計4,806,000円

今後、自費になる可能性も・・・



要支援がなくなり自費の場合、
 月会費 6,000円で計算すると

$6,000円 \times 17.5名 \times 2 \times 5日 = 1,050,000円$
 更に ▲2,260,000円 の減

売上計が **2,580,000円** となり運営が不可となります。



いでしたがオススメするデイサービスモデル

◆シミュレーション◆ * 疾患別機能訓練型1日デイサービス

所要時間7時間以上9時間未満 1日平均利用者25名 介護9:1支援 の場合

	費用額
売上	4,851,000円

平均介護度2

$(817+46) \times 22.5名 \times 20日 \times 10円 = 3,883,500円$

入浴 $50 \times 11.25名 \times 20日 \times 10円 = 112,500円$

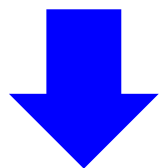
食事 $600円 \times 22.5名 \times 20日 = 270,000円$

要支援

$(2115+225) \times 2.5名 \times 2 \times 5日 \times 10円 = 585,000円$

計4,851,000円

4月以降



▲54,000円の売上ダウン

改正後も下げ幅が少ない！

	月額
売上	4,797,000円

平均介護度2

$(775+46+56) \times 22.5名 \times 20日 \times 10円 = 3,946,500円$

入浴 $50 \times 11.25名 \times 20日 \times 10円 = 112,500円$

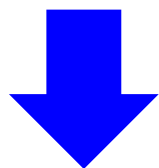
食事 $600円 \times 22.5名 \times 20日 = 270,000円$

要支援

$(1647+225) \times 2.5名 \times 2 \times 5日 \times 10円 = 468,000円$

今後、自費になる可能性も・・・

計4,797,000円



要支援がなくなり自費の場合、
月会費 6,000円で計算すると

$6,000円 \times 2.5名 \times 2 \times 5日 = 150,000円$

318,000円減となりますが、売上計は4,479,000円となりますが、

十分運営が可能です。



2015年介護保険制度改正後の「老人福祉・介護事業」倒産状況

平成27年4月から介護報酬引き下げとなり、平成27年(1月～12月)「老人福祉・介護事業」の倒産件数は**過去最多76件**に到達。

老人福祉・介護事業の倒産件数76件 ⇒ 前年比40.7%増(前年54件)



中でも、施設系(デイサービス含む)「通所・短期入所介護事業」は・・・

「通所・短期入所介護事業」の倒産件数29件 ⇒ 前年比93.3%増(前年15件)

なんと約2倍！！

2015年介護保険制度改正後の売上高

2014年4月～2015年2月 店舗売上(介護報酬改定前)

店舗名	2014年4月	2014年5月	2014年6月	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年2月	売上合計
デイサービス「いでしたの日々」	5,361,227	5,534,428	5,119,402	5,152,019	4,699,818	4,917,103	4,492,163	4,542,602	4,462,486	4,391,349	4,281,180	52,953,777

法改正後、介護報酬が減額されたが...
いでしたの疾患別機能訓練型1日デイサービスは

法改正後も増収
前年対比102.9%↑UP

2015年4月～2016年2月 店舗売上(2015年度介護報酬改定後)

店舗名	2015年4月	2015年5月	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	売上合計
デイサービス「いでしたの日々」	4,438,015	5,128,639	4,857,092	5,221,053	4,692,847	4,849,454	5,285,058	5,131,836	5,143,354	4,838,885	4,933,239	54,519,472

更に 介護保険制度改正後にオープンしたFC店舗の売上高

店舗名	2015年3月	2015年4月	2015年5月	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	売上合計
リハビリ型デイサービス てのひら 小金井	408,677	1,158,719	1,854,324	2,802,613	3,286,557	3,757,257	4,183,494	4,574,743	4,694,624	4,572,053	4,604,002	5,084,060	40,981,123

リハビリ型デイサービス てのひら 小金井
(売上グラフ)



平成27年4月の介護保険制度改正で
介護事業者の倒産が相次ぐ中、

5ヶ月で損益分岐点到達！

11ヶ月で500万/月突破！！

<小規模型>

地域密着型サービス移行に伴う影響

- ・指定権者が市区町村へと移行
- ・保険者によって、事業内容を決定する為、将来的に現状のサービスを提供できなくなる可能性がある。
- ・保険者によって、報酬が決定される為、大幅に報酬が下がる可能性がある。
- ・新規指定に関して、市区町村の3カ年の介保
険計画に基づいた事業所数のみ公募によっ
て事業者選定を行い、選定された事業者の
み開設となる可能性がある。

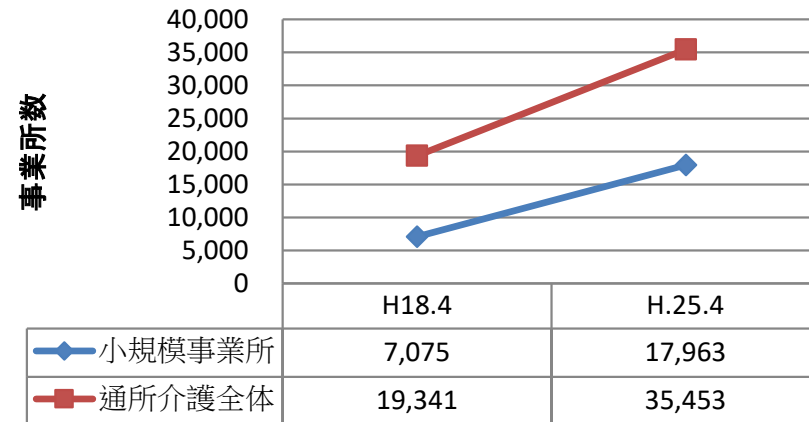
デイサービス事業（法改正に関して）



平成28年度以降、小規模デイサービスは**廃止**となり地域密着型サービスに移行します。

* 小規模デイサービスとは？
一日利用定員が19名未満。

通所介護事業所 推移

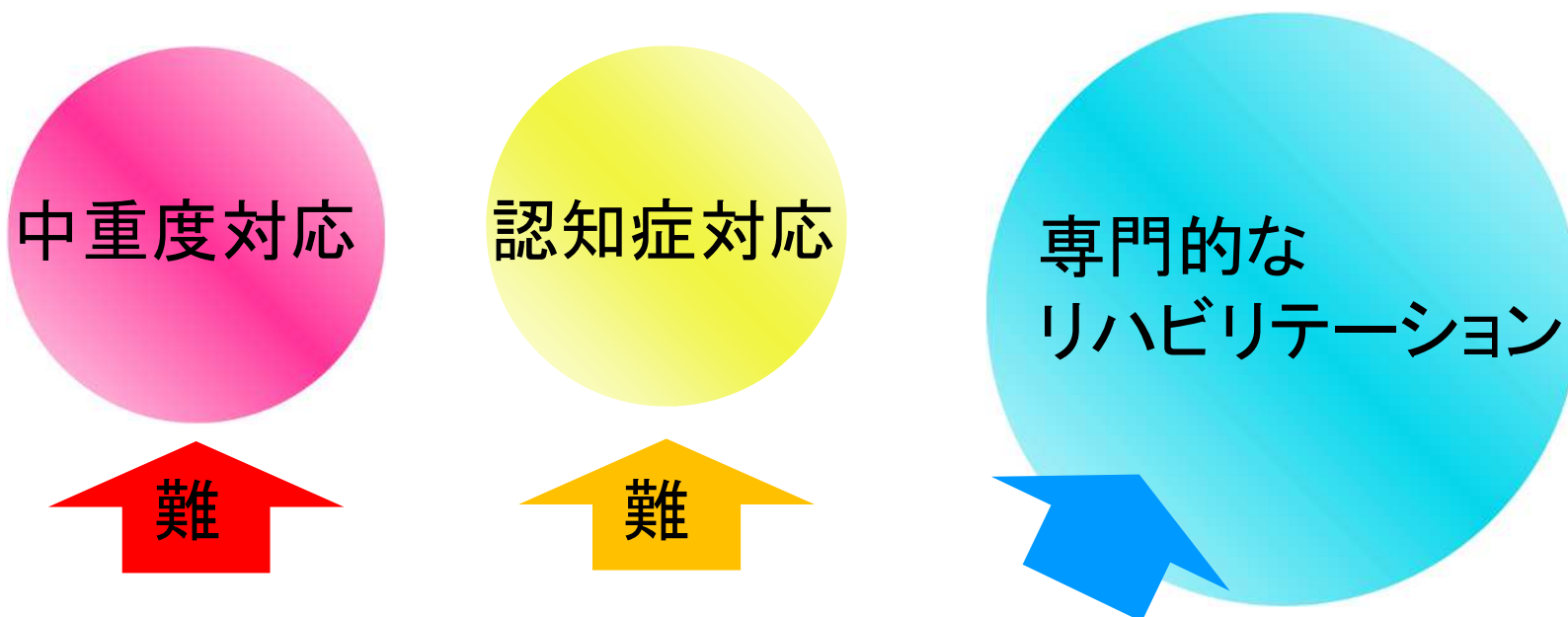


地域密着型サービスとは、今まで各都道府県が事業所を指定していたものが、**各市区町村が管轄となり指定する事となります。**今後、各市区町村が、その地域に本当に必要なサービスか判断される為、今までのように誰でも申請すれば、デイサービスが出店出来る時代は終わります。

また、各市区町村が管轄になる事で、更なるデメリットが生じます。それは、**財源**です。各市区町村によって財源が変わる為、報酬にも差が生まれ運営が不安定になります。当然、各都道府県から各市区町村へ移行すると報酬が上がる事は考えにくい為、**実質地域密着型サービスでの経営は困難となります。**

国が今後、デイサービスに求めるものとは？

容易にできる、軽い介護予防では国はもう評価してくれません。



介護事業に新規参入される方

A photograph of a rehabilitation gym. The room has light-colored walls and a wooden floor. In the foreground, there is a treadmill with a person's legs visible on the belt. To the left, there is a stationary bike with a blue seat and orange frame. In the background, there are several other exercise machines, including a leg press machine and a chest press machine, all with orange seats and frames. A person is sitting on a blue bench in the background. Large windows are visible on the left side of the room.

通常規模

**疾患別機能訓練型
一日デイサービス**

④いでしたのデイサービスの特徴

いでしたのデイサービスフロアマップ



① トレーニング機器

様々なトレーニング機器を設置しており、スタッフと共に楽しみながら術後のリハビリテーション、体力・筋力の維持、向上を図ります。シニア向けのフィットネスクラブの様な感覚でご利用頂けます。筋力が付き、日常生活の動作が以前よりも楽になったというお声が私たちの喜びです。



② 足湯

私たちのサービスの中でも特にご好評を頂いているのが足湯です。体を動かす前にまず足湯に浸かり、血液の流れやリンパの流れを良くします。心身をリラックスさせ、溜まっていた疲労を回復させましょう！



③ 疾患別機能訓練

理学療法士等の機能訓練指導員がお客様の身体状況に合わせ、痛みの軽減や関節可動域の拡張訓練等、細かな対応を致します。また、生活機能向上を目的とした個別リハビリも実施します。



④ ウォーターベッド

独特の水圧刺激により、ストレス解消、血液循環の向上、筋肉疲労物質の除去、心と体のリラクゼーション、末梢の血行促進等多くの効果が得られます。



⑤ 憩いのテラス

天気の良い日は、外の空気に触れおしゃべりやお茶を楽しみながらリフレッシュ出来る人気のスペースです。



⑥ 個別入浴

要介護のお客様には入浴の介助を行っています。ご家族様にも喜んで頂いているサービスです。



⑦ レクリエーション

おしゃべりやレクリエーション、昼食はこの場所で・・・。お客様間のコミュニケーションも盛んです。



⑧ 手作りの食事

調理スタッフによるこだわりのお食事を提供しています。栄養バランスや季節にあったお食事を心がけています。



⑨ リラックス空間

マッサージチェアやソファ、テレビを配置しており、運動後等ゆっくりされたいお客様も快適に過ごせます。男性の方には囲碁・将棋が人気です。



⑩ カラオケ完備

懐かしい曲から、最新曲までをそろえております。皆で楽しく盛り上がりましょう！お客様のいきいきとした様子を見ることができます。

いでしたが発展する疾患別機能訓練で、他事業所との差別化

いでしたの疾患別機能訓練

理学療法士等の専門のリハビリスタッフが疾患別に機能訓練を行います。

脳梗塞等による 半身麻痺には

脳梗塞等により半身や
上肢下肢に麻痺が残存して
いる方へニューロリハビリ
テーションを取り入れた
機能訓練を実施します



ゲルマニウム鉱石・トルマリン
鉱石等を使用した温熱療法



電気信号治療等による
ニューロリハビリテーション



歩行補助装置を
使用した有酸素運動

関節リウマチによる 機能低下には

痛みの軽減を行いながら
生活動作の安定に必要な
訓練を実施します



低周波・中周波・干渉波
治療による物理療法



エアマッサージ器による
代謝アップ・むくみの改善・血行促進



関節可動域拡張訓練
(ストレッチ)

変形性関節症・ 脊柱管狭窄症には

低負荷な機能訓練や
軽度有酸素運動を実施し、
痛みの軽減を図り、
日常動作の改善を行います



患部ストレッチ
(徒手訓練)



リハビリ機器を使用した
筋力向上



全身運動機器を使用した
軽度有酸素運動

Q:疾患別機能訓練って何？

A:お一人おひとりの、疾患(病気)に合わせて、個別にプログラムを作成し、身体状態に合った機能訓練を実施します。

Q:他と何が違うの？

A:集団体操やマシントレーニングは、現在どこの施設でも実施されておりますが、全員が同じ訓練を行っています。しかし、個々に症状が違うのに、全く同じ訓練をしても効果は人それぞれです。その点、いでしたの疾患別機能訓練では、個々に最良のプログラムを計画、実行することで、全員に効果があらわれます。

Q:何故、他はやらないの？

A:蓄積されたノウハウが無い為、やりたくても、できないのです。デイサービスのほとんどが、同じサービスを繰り返しているだけです。

Q:何故、いでしたはできるの？

A:会社創設から機能訓練に重点を置き、常に機能訓練を進化させてきた事で、疾患別機能訓練という新しいサービスを作り上げたからです。

Q:異業種からの参入で疾患別機能訓練が対応できるの？

A:機能訓練系のスタッフさえ集めて頂ければ大丈夫です。いでしたのノウハウで全面バックアップしますので、心配ありません。

いでしたが展開する疾患別機能訓練①



<プロフィール>

機能訓練指導員: 渡辺江美佳
急性期病院リハ室での経験を元に、訪問リハビリに
従事した経験を持つ理学療法士。
痛みの改善や、関節可動域の訓練など細かな配慮を
行い、皆様のリハビリのお手伝いをしています。

疾患別改善事例



Y.H様 55歳 男性
主疾患:
脳出血後遺症による右半側麻痺
(右上下肢中度拘縮あり)及び失語症が残存
歩行困難であり車椅子での生活となっている

①理学療法士: 渡辺江美佳の視点

- ・車椅子での生活となっている為、下肢筋力だけでなく、全身の筋力低下がある(握力測定・体重測定等にて)
- ・坐位の状態から体幹筋力の不活性化及び低下が懸念される
- ・歩行力の向上や立位保持が望ましいが、過体重による膝関節への負担がある
- ・高血圧への対応として、栄養コントロールや体重コントロールが必要である
- ・人工関節に関しては現状痛みの発生が無い為、徒手訓練での可動域訓練を実施可能である

②訓練計画作成時に行ったカンファレンスでの考察事項

- ・現在ある筋肉の維持や筋緊張の緩和について
→足湯等による筋緊張の緩和、各パワリハマシンでの訓練
- ・パワリハマシンに関する負荷設定方法について
→筋肉の不活性化を防ぎつつ、十分な量を実施する必要がある
- ・歩行訓練時の膝関節の負担について
→アンウェイを活用し体重の30%を上方から牽引し、膝関節への負担を軽減
- ・体幹訓練について
→PTによるバランスボールを活用したトレーニングにて局所的な向上を図る
- ・体重コントロールについて
→食事量の確認、運動量の増加タイミングの確認等

③上記考察を経て、提供されたY様のリハビリメニュー

- 【①マシンによる全身の筋力向上メニュー + ②徒手訓練による体幹向上メニュー + ③体重コントロール支援】
- ・パワリハマシンによる上肢筋力向上プログラム、アンウェイを使用した膝関節への負担を軽減した歩行訓練
 - ・PTによる体幹訓練(バランスボール・アングルウェイトを使用)
 - ・PT考案の自宅トレーニングメニューの実施
 - ・食事制限(主食の減量)+筋力活性化による消費カロリー向上プログラム

マシンリハビリ

実施マシン：
ローイング(上肢筋力向上)・グリップトレーニング
トレッドミル+アンウェイマシン(牽引での体重減歩行訓練)



アンウェイマシン：重介護者の歩行訓練に対応！！体重の30% (約25～27kg)を上方から牽引し、Y様の膝にかかる体重を60kg前後にしています



お体が大きく、人工股関節の可動域制限の為、実施できるパワリハマシンが少ないY様ですが、上肢の訓練はマシンでの実施が可能でした。自身の体を支えるために必須である、上肢の筋力向上を目指して頂くことが出来ました。

また、歩行マシンでは膝関節への負担を軽減して、杖や平行棒では出来ない歩行訓練を実施して頂きました。

徒手訓練

訓練内容：
PTによる体幹強化トレーニング(バランスボール・アンクルウェイト)



マシンで行う事ができない下肢筋力や体幹筋力の強化訓練を実施して頂きました。

特にバランスボールプログラムは足をボールに乗せた状態でお尻を持ち上げるといふ、私達でも慣れるまで実施が難しい運動を行って頂きました。

また自身の下肢をPTの掲げる手まで持ち上げる訓練を実施する事で、マシン以上に厳しい内容となりました。

体重コントロール

支援内容：
食事量の最適化・消費カロリーの向上

Y様は...
白米量：120～130g
おかず：9割
減塩 対応



歩行時の膝関節痛や高血圧などはほぼ体重の増加に伴い発症していると考えられる為、ダイエットの支援を行いました。

他事業所との連携により、概ねサービス利用中の摂取カロリーは他のお客様に比べ20～30%減となっています。

また、立位の保持を毎回の参加時に行い、代謝の向上を行いました。

項目別評価

①筋力評価

握力測定

握力測定(10/6)

左: 35.6kg



1.8kgUP

握力測定(12/1)

左: 37.4kg

体重測定

握力測定(10/6)

左: 91.2kg



2.6kgDOWN

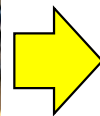
握力測定(12/1)

左: 88.6kg

②徒手訓練評価



腰に力を入れることが
困難で足を上げることも
出来ませんでした。



腰がベッドから浮き、
足もかなり上がるよう
になりました。
体幹強化!

③体重コントロール評価

体重測定

握力測定(10/6)

左: 91.2kg



2.6kgDOWN

握力測定(12/1)

左: 88.6kg

<アセスメント>

体重減の効果として、数値以外では、移動時に膝に係る負担が軽減され、膝の痛みも少なくなっている。

また、筋力向上による基礎代謝の向上も成果に繋がった。

④お客様の達成感 ご本人談



ここの先生達は皆元気な声で「はい～はい～」って言って、私にドンドン訓練をさせてくれます。全然嫌な気分にならないけど、かなり訓練の量は増えてきていると思います。

最初は歩くマシンになれず、5分だけで疲れきっていましたが、最近は7分をノンストップでできる位になりました。

渡辺先生のボール訓練が一番きついけど、出来る様になっているのが分かるから、頑張れます。やっぱりもう少し歩きたいし、体重も減らさないといけないと思っているので、1月からは週1回から週2回に増やして頑張るつもりです。

なんたって、ここの先生達は私をのせるのが上手いですから...











トランプ
ト
王子郵便局
アメリカン
フェア

タイヤ館
TIRE SHOP

Day Service Aohata Wing
デイサービス いでしたの翼

腰痛マッサージ
効果ありハビリ度
を高めさせていただきます

見学随時付
お気軽
お立ち
ください

⑤ 「いでした」 フランチャイズの特徴

ポイント① フランチャイズ登録にかかる費用

加盟金0円

- 業務委託料（運営指導、請求事務代行料）
- 毎月の売上10%
- 契約期間：10年間

加盟金を **0円** にしたのは、その元手を少しでもオーナー様の運営資金やご利用者に喜ばれる設備に費やして頂きたいからです。

入念な研修プランや、介護報酬に関する教育も別途頂くことはございません。全て業務委託料の中に含まれております。

ポイント② いでしたの疾患別 機能訓練型デイサービス

**2015年の介護保険改正
に対応し**、更に5年後、10年後も成長し
続ける為にリハビリ特化型デイサービスをより専
門的に進化させた疾患別機能訓練型デイサービ
スを提案します。



ポイント③ フリーネーム制を導入

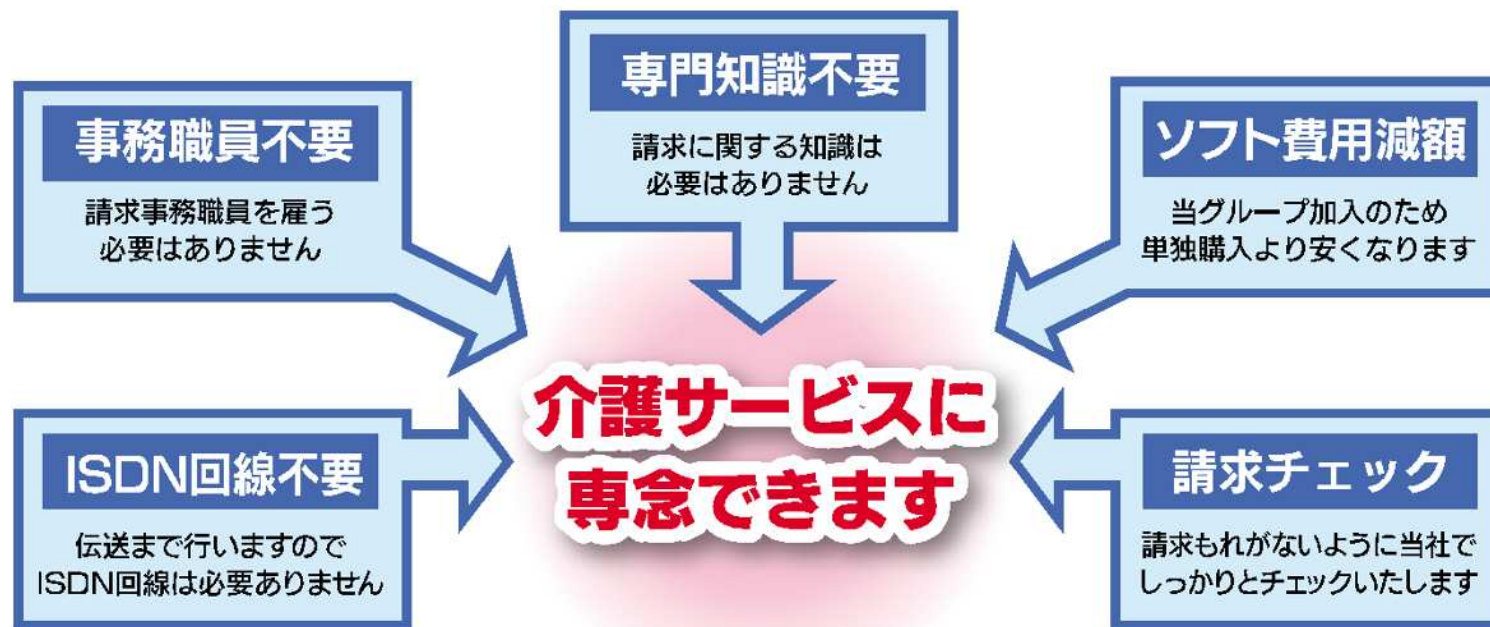
統一屋号を持たない！



*「いでした」を入れる必要なし

ご自由に施設名をお付け下さい！！

ポイント④ 介護報酬請求事務代行



介護報酬請求事務を(株)いでしたが代行致しますので

オーナー様に専門知識がなくても

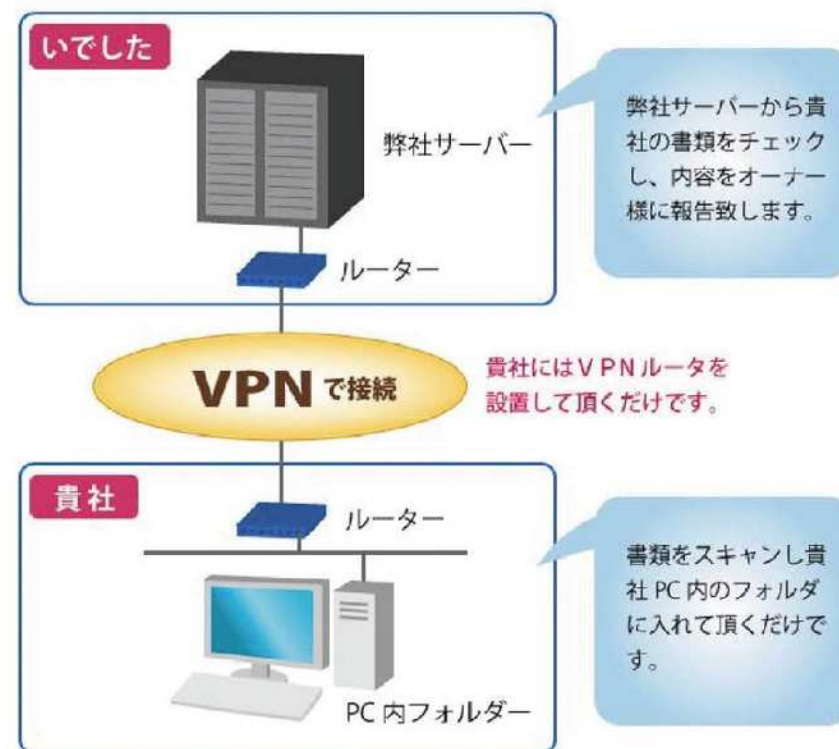
請求業務がスムーズに行えます。

ポイント⑤ 介護保険事業にかかわる 提出書類チェック

社内監査システム

介護保険上必要な書類は、
いでした独自の社内監査システム
によって、いでした本部の担当者が
遠隔でチェックし、不備を即座に指摘！

コンプライアンスを
遵守します！



フランチャイズ契約の概要

フランチャイズ契約後の一般的な業務フロー



注) 業務委託料(売上10%)を差引いた金額をお支払致します。

開業前支援と開業後のサポートに関して

<開業前>

- ・市場調査、物件・改修に関するアドバイス、機材の紹介、施工業者の紹介
- ・事業計画書作成指導、専門的で手間のかかる行政への各種申請サポート（介護事業所指定申請書作成サポートおよび提出機関への同行）
- ・リクルーティング（オープニングスタッフ募集）に関する指導、面接立会い
- ・営業方法のレクチャ、同行（ケアマネージャー先、ポスティング同行）
- ・スタッフ/オーナー、開業前研修（直営店への受け入れ）
- ・現地でのスタートアップ研修
- ・運営ツール、各種マニュアル提供

開業前支援と開業後のサポートに関して

<開業後>

・介護報酬請求業務代行

毎月のサービス提供の実績管理を行い、請求のためのパソコンへの入力から、国保連への伝送による請求を代行

また、FC店舗名義で利用者様に対し収納業務・請求業務とこれに関連する業務を代行

a) 請求書の作成(FC店舗へ郵送)

b) 収納確認

c) 督促業務等のオペレーション(FC店舗へ通達)

・社内監査

介護保険法に基づいた日々の書類のチェック

「国・市・国保連合会等」で交わされる、人員基準・運営基準に準じた必要書類に対し、不備・記入漏れの有無を当社が確認し、修正箇所が認められた場合、当社はその修正箇所をFC店舗に指摘し修正指導オーナーへの報告

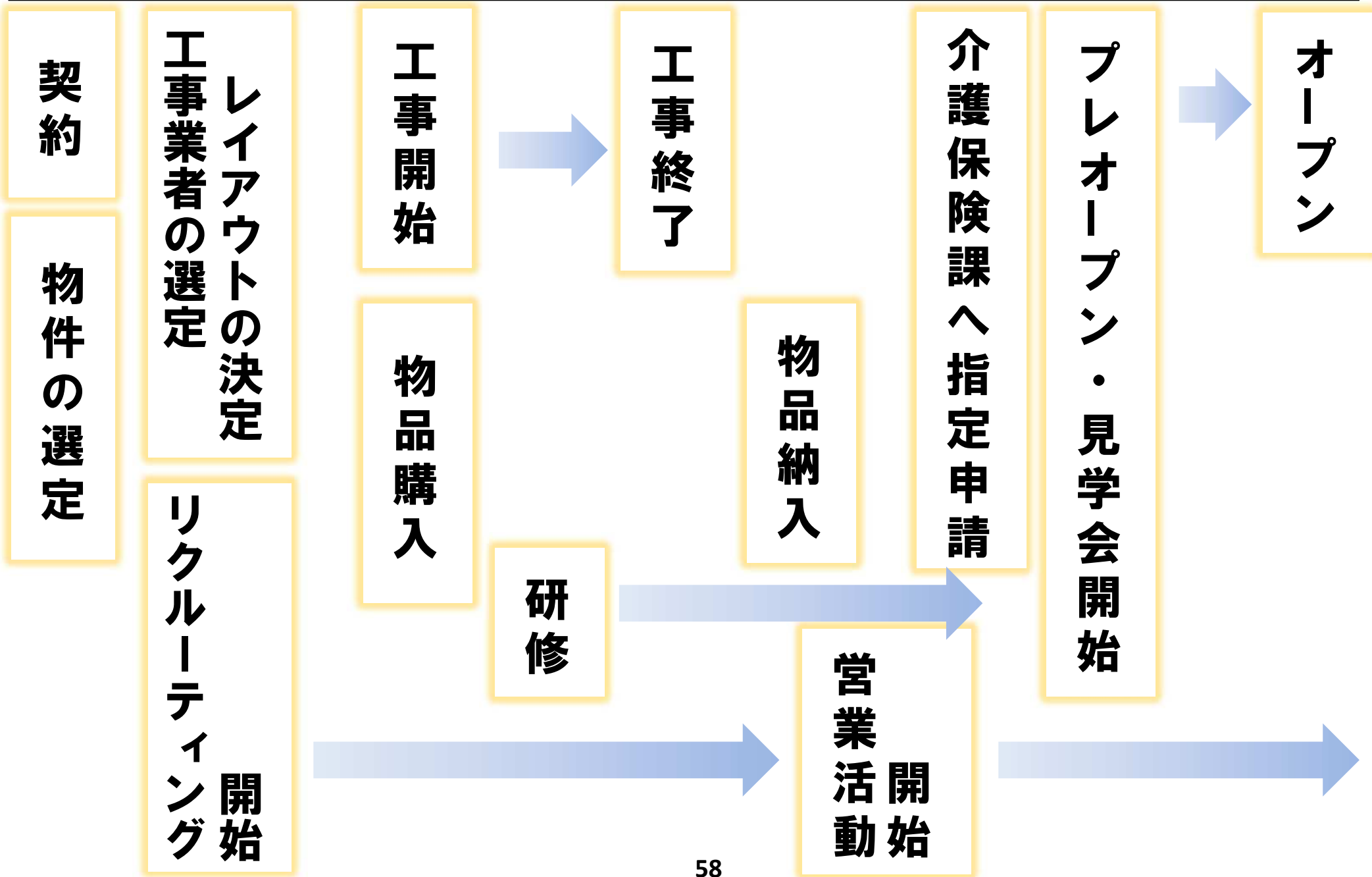
・開業後、一ヶ月以内の専属営業担当者による訪問

・定期的な専属営業担当者による訪問

・法令遵守を第一とした運営方法と収益を確保できる経営戦略の指導

・疑問点、問題点等にも、わかりやすくお電話にて回答いたします

3月 4月 5月 6月 中旬 7月 月末 8月 9月



ご清聴、
ありがとうございました。
収支シュミレーションや投資費用等の具体的
な質問は**ブースF0802**までお越し下さい！

個別施設見学会も随時開催致しますので、
是非、現場をご覧ください！